

日本社会学会の一般社団法人への移行に伴う定款案等の概要について

以下、パブリック・コメントを求めるに当たって、定款案、代議員選挙規則案、役員候補者選出規則案のそれぞれについて、その要点を解説します。

一般社団法人としての全体としての組織構成について

- ・ 3600名を越える会員全員を社員とすることはできないので、代議員制を取ります。
- ・ 会員の選挙によって代議員を選出し、代議員を社員とする社員総会を一般社団法人としての議決機関とします（実質的にはこれまで通り会員総会を中心に学会は運営されます）。
- ・ 役員（理事、監事）は代議員の選挙によって選出します（この点がこれまでの会員による理事選挙と異なる点です）。

一般社団法人日本社会学会定款（案）

- ・ 第1章 総則、第2章 会員：第1条から第12条までの内容は、現在と変わりません。
- ・ 第3章 代議員：第13条 代議員は60名以上75名以下とします。第14条の2 会員は代議員選挙に立候補することができます。
- ・ 第16条 年度の区切りが9月1日から8月31日までに変更となります（会費はこれまで通り4月に新年度分を請求します）。
- ・ 第16条 代議員の任期は4年とし、連続2期まで再任可とします。
- ・ 第4章 役員：第18条の3 一般社団法人の制度上、業務執行理事を新しく設けますが、これまでの三役ないし執行部と変わりはありません。
- ・ 第21条 役員の任期は2年とし、連続2期、通算6期まで再任可とします（役員の任期が一般社団法人の制度上2年になるのが大きな変更点です）。
- ・ 第22条 現在とほぼ同様に、通算6期の理事経験者と会長経験者は顧問として、代議員及び役員の被選挙権を失います。
- ・ 第5章 社員総会 一般社団法人として必要な部分です。
- ・ 第6章 理事会 以降の内容は、現在と変わりません。
- ・ 第11章 会計：第48条 会計年度も9月1日から8月31日までに変更となります。
- ・ 附則2 社団法人へ移行した翌年に代議員選挙を行う関係で、最初の代議員だけは3年任期となります。

代議員選挙規則（案）

- ・ 基本的に現在の理事選挙規則の考え方と変わらない内容です。
- ・ 第4条の2 現在の理事選挙と同様な地区割で代議員の定数を定めます。定数は現在の理事定数の2倍強となります。

役員候補者選出規則（案）

- ・ 代議員の選挙によって理事及び監事を選出する規則です。基本的に現在の理事選挙規則の考え方と変わらない内容です。
- ・ 第2条 代議員の選挙によって選ばれた理事が4名以内の推薦の理事を選出することができます（この点が大きな変更点です）。
- ・ 第5条の2(4) 法人設立時の理事は、それ以前の学会の理事が通算3年務めることとなりますので、最初の役員選挙では被選挙権を持ちません。その後は2期まで再選可となります。
- ・ 第7条の5 したがって、最初の役員選挙では全員が1期目となりますので、次の選挙では半数までを再選可とし、半数は新規の理事とします。その後は特にそのような処置は講じません。